

平成 18 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
代 表 者 名 取締役社長 作田 久男
コード番号 6645
上場取引所 東証、大証、名証各市場第一部
問 合 せ 先 経営総務室 広報部長 生越 多恵子
T E L 075 - 344 - 7175

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役および執行役員に対しストックオプションとして発行する新株予約権について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する発行に関しては、本日開催の当社第 69 期定時株主総会において取締役の報酬等として承認された新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

記

1. ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

ストックオプションとしての新株予約権の価値は当社株価に連動するものであり、当該新株予約権の発行は、当社の中長期的業績を取締役および執行役員の報酬に反映させ、また株主価値と対象者の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲および執行役員の業務執行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大を図ることを目的とするものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称

第 5 回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

下記(4)に定める内容の新株予約権 2,170 個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 217,000 株とし、下記(4)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の割当てを受ける者およびその者に割り当てる新株予約権の数

当社の社外取締役を除く取締役に対し 1,200 個、執行役員に対し 970 個

(4) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、つぎの算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、つぎにより決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求にもとづく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、つぎの算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

④その他の新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ii 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。
- iii その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めにしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額からiに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥新株予約権の取得の事由および条件
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にもとづきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件などを勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iiiにしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
 - vii 新株予約権の取得事由および条件
上記⑥に準じて決定する。

⑧端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権1個と引き換えに払い込む金銭の額（以下「払込金額」という）

新株予約権の公正価額とし、割当日の前日（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値および行使価額等の諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

※参考 平成18年6月21日の時点において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり576円となります。

(6) 割当日

平成18年7月11日

(7) 新株予約権と引換えにする払込みの期日

平成18年7月11日

(8) 報酬請求権の付与

上記(3)で定める新株予約権の割当てを受ける者に対し、ストックオプションとして金銭の払込みの負担なく新株予約権の取得を実現するため、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する額の報酬請求権を付与する。当社および新株予約権の割当てを受ける者は、上記(7)で定める払込期日において、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺する。

なお、当該報酬請求権の付与は、新株予約権の割当てを受ける者が当社と「新株予約権割当契約」を締結し新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とする。

※参考 報酬請求権の総額は、上記(5)において平成18年6月21日の時点において算定した公正価額をもとに算定すると、取締役に対し69,120,000円、執行役員に対し55,872,000円となります。

(注) 当社第69期定時株主総会に付議した、取締役の報酬等として付与するストックオプションとしての新株予約権の個数、内容および金額の総額につきましては、平成18年5月12日「取締役に対するストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」で開示しております。

以 上